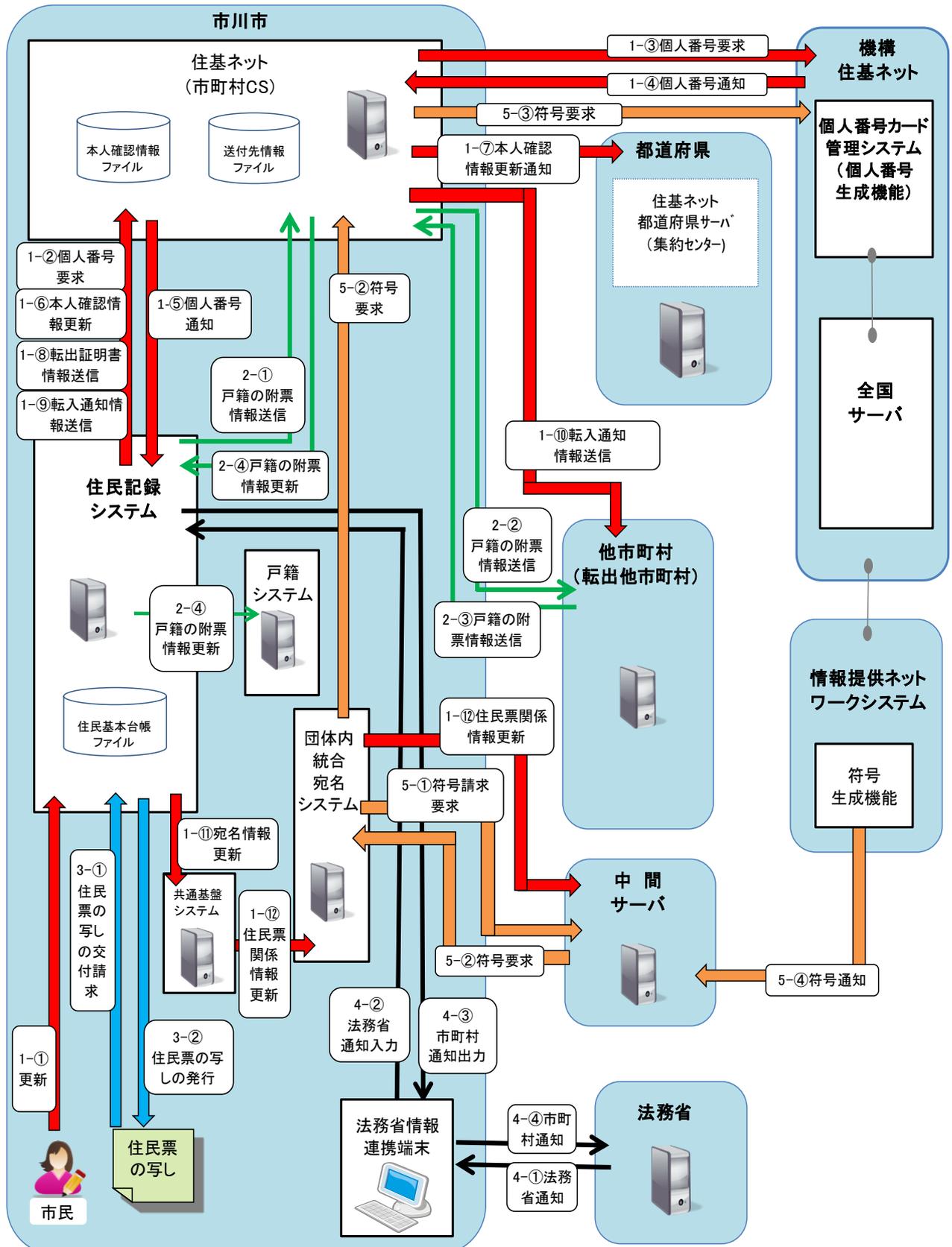
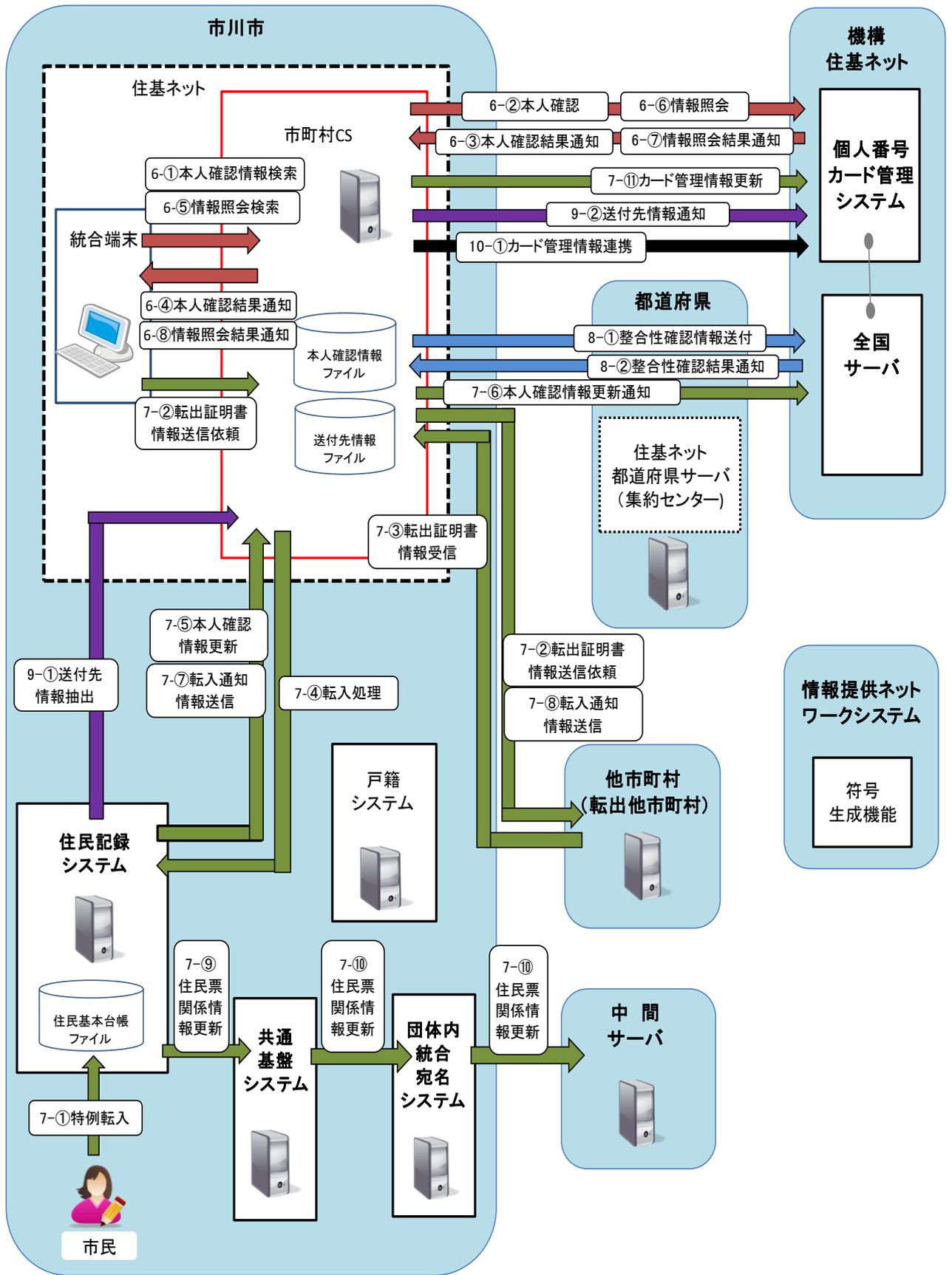


(別添1) 事務の内容



凡例 個人番号を含む流れ 個人番号を含まない流れ

⇔ ⇔



凡例

個人番号を含む流れ

個人番号を含まない流れ

**(備考)**

**1. 住民異動に伴う個人番号の生成、変更、本人確認情報の更新に関する事務(特例転入以外)**

- 1-①. 住民から転入、転出、転居、出生、死亡等の届出を受け付け、市の既存住基システムを更新する。
- 1-②. 出生等による個人番号の新規付番や個人番号の変更請求があった場合、住基ネットを通じて市町村CSに対し、当該住民の個人番号の生成、変更要求を行う。
- 1-③. 機構に対し、当該住民の個人番号の生成、変更要求を行う。
- 1-④. 機構により生成された個人番号の通知情報を受信する。
- 1-⑤. 個人番号の通知情報を住基ネットを通じて市町村CSから受信し、既存住基システムにおいて、通知された個人番号の更新を行う。
- 1-⑥. 更新された既存住基システムの住民情報を基に、住基ネットを通じて市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-⑦. 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。
- 1-⑧. 特例転出の届出がある場合、住基ネットを通じて転出証明書情報を市町村CSに送信する。
- 1-⑨. 他市町村からの転入の場合、住基ネットを通じて転入通知情報を市町村CSに送信する。
- 1-⑩. 転入通知情報を市町村CSより他市町村へ送信する。
- 1-⑪. 更新された既存住基システムの住民情報について、共通基盤システムの宛名情報を更新する。
- 1-⑫. 更新された既存住基システムの住民情報について、団体内統合宛名システムを通じて中間サーバの住民票関係情報を更新する。

**2. 住民異動に伴う戸籍の附票情報更新に関する事務**

- 2-①. 住民から住所異動の届出があり、本籍地が市外の場合、住基ネットを通じて市町村CSに戸籍の附票情報を送信する。
- 2-②. 市町村CSから本籍地がある他市町村に対して、戸籍の附票情報を送信する。
- 2-③. 他市町村で住民異動の届出があり本籍地が本市の場合、他市町村から戸籍の附票情報が送信される。
- 2-④. 他市町村から戸籍の附票情報が送信された場合、また、住民から住所異動の届出があり本籍地が市内の場合、戸籍システムで戸籍の附票情報を更新する。

**3. 住民票の写しの発行に関する事務**

- 3-①. 住民から住民票の写しの交付請求を受け付ける。
- 3-②. 既存住基システムから住民票の写しを発行する。

**4. 外国人住民に対する法務省通知、市町村通知に関する事務**

- 4-①. 法務省情報連携端末から法務省通知を受信する。
- 4-②. 法務省通知を既存住基システムへ取り込み、外国人住民の情報を更新する。
- 4-③. 既存住基システムから外国人住民に関する市町村通知を作成し、出力する。
- 4-④. 法務省情報連携端末から市町村通知を送信する。

**5. 情報提供用個人識別符号の取得に関する事務**

- 5-①. 団体内統合宛名システムから個人番号と団体内統合宛名番号のペアデータを中間サーバに送信する。
- 5-②. 中間サーバにより生成された処理通番と個人番号のペアデータを、団体内統合宛名システムを経由し市町村CSに対し情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。
- 5-③. 機構に対し、情報提供用個人識別符号の取得要求を行い、情報提供ネットワークシステム内で情報提供用個人識別符号を生成する。
- 5-④. 中間サーバに対し、情報提供用個人識別符号を通知する。

## 6. 本人確認に関する事務及び機構への情報照会に係る事務

- 6-①. 住民からの申請等に基づき、統合端末から本人確認情報を検索する。
- 6-②. 本人確認対象者が市外の住民等の場合、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 6-③. 全国サーバから検索結果を送信する。
- 6-④. 統合端末に対し、全国サーバまたは市町村CS内の検索結果を通知する。
- 6-⑤. 住民からの申請等に基づき、統合端末から情報照会を実施する。
- 6-⑥. 本人確認対象者が市外の住民等の場合、機構に対して情報照会を実施する。
- 6-⑦. 機構からの検索結果を受領する。
- 6-⑧. 統合端末に対し、機構または市町村CS内の情報照会結果を通知する。

## 7. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 7-①. 特例転入を受け付ける。
- 7-②. 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。
- 7-③. 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 7-④. 住基ネットを通じて市町村CSから転出証明書情報を受信し、既存住基システムにおいて転入処理を行う。
- 7-⑤. 既存住基システムにて更新された住民情報を基に、住基ネットを通じて市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 7-⑥. 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。
- 7-⑦. 他市町村からの転入の場合、転入通知情報を住基ネットを通じて市町村CSに送信する。
- 7-⑧. 転入通知情報を市町村CSより他市町村へ送信する。
- 7-⑨. 更新された既存住基システムの住民情報について、共通基盤システムの宛名情報を更新する。
- 7-⑩. 更新された既存住基システムの住民情報について、団体内統合宛名システムを通じて中間サーバの住民票関係情報を更新する。
- 7-⑪. 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

## 8. 本人確認情報整合に係る事務

- 8-①. 市町村CSから、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 8-②. 都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、市町村CS分の整合性確認用の本人確認情報との整合性確認を行い、市町村CSに対し送付する。

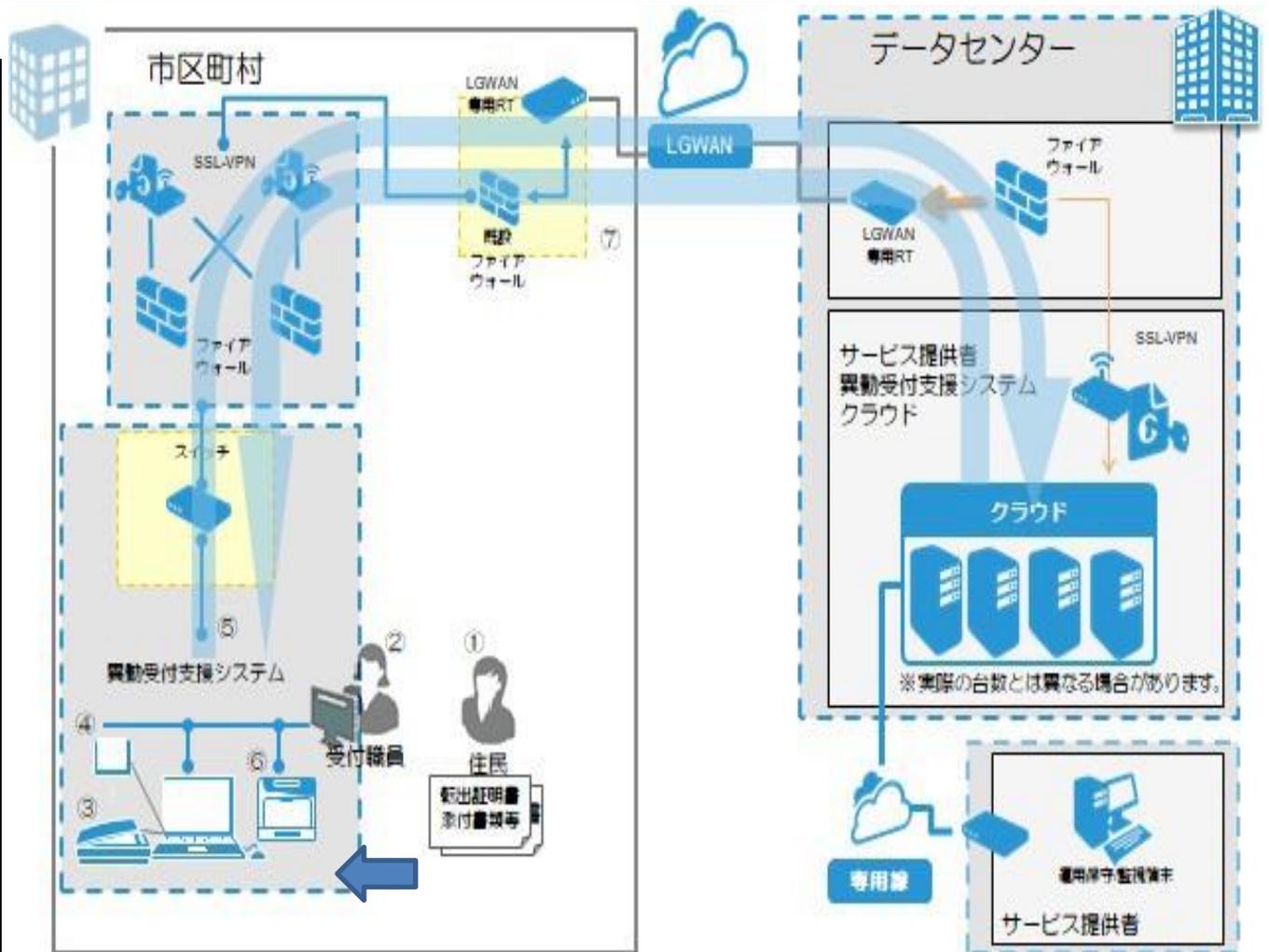
## 9. 送付先情報通知に関する事務

- 9-①. 既存住基システムから、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出し、住基ネットを通じて市町村CSに送信する。
- 9-②. 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

## 10. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 10-①. 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

(別添1) 「異動対象者情報ファイル」を取扱う事務の内容



異動対象者情報ファイルの流れ  
(特定個人情報ファイル)

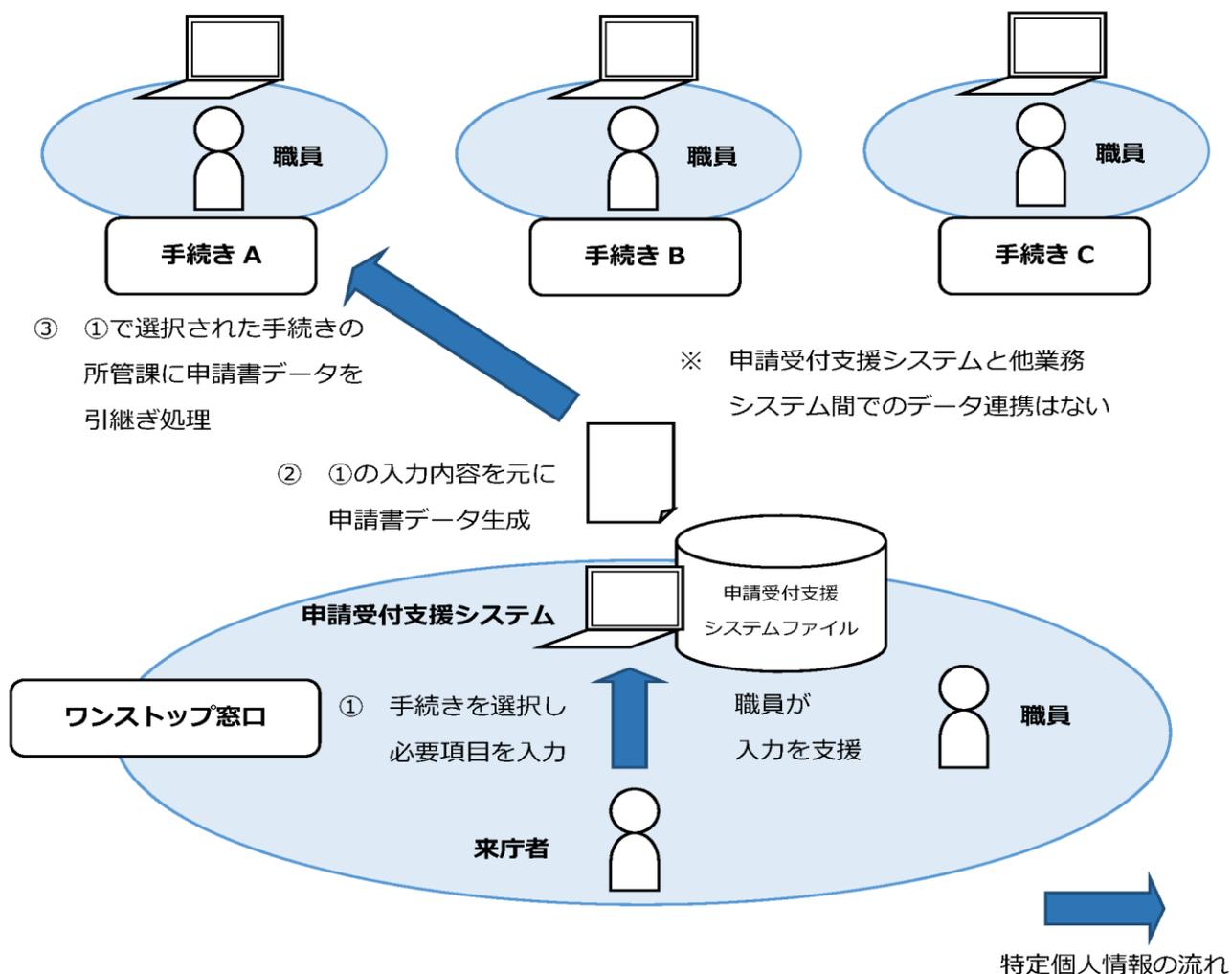
(備考)

「異動対象者情報ファイル」を取扱う事務の内容及び同ファイルの流れ

- ① 事務担当部署(市民課等)で住民からの申請(転出証明書等)を元に受付を行いOCRで読み込む
- ② OCRで読み込んだ情報を元に補記入力し異動届を作成
- ③ 異動受付事務に必要な添付書類をスキャンしデータを保存
- ④ 作成した異動届をタブレットに表示し電子ペンを用い、住民にサインさせデータを保存
- ⑤ ③、④より一申請ごとに「異動対象者情報ファイル」が自動作成され、LGWAN経由でサービス提供者のデータセンターで保管
- ⑥ 既存の住民基本台帳システムへの入力用異動届を出力、必要があれば追加手続きについて申請書を出力
- ⑦ 他市区町村からの照会対応

## (別添1) 「申請受付支援システムファイル」を取扱う事務の内容

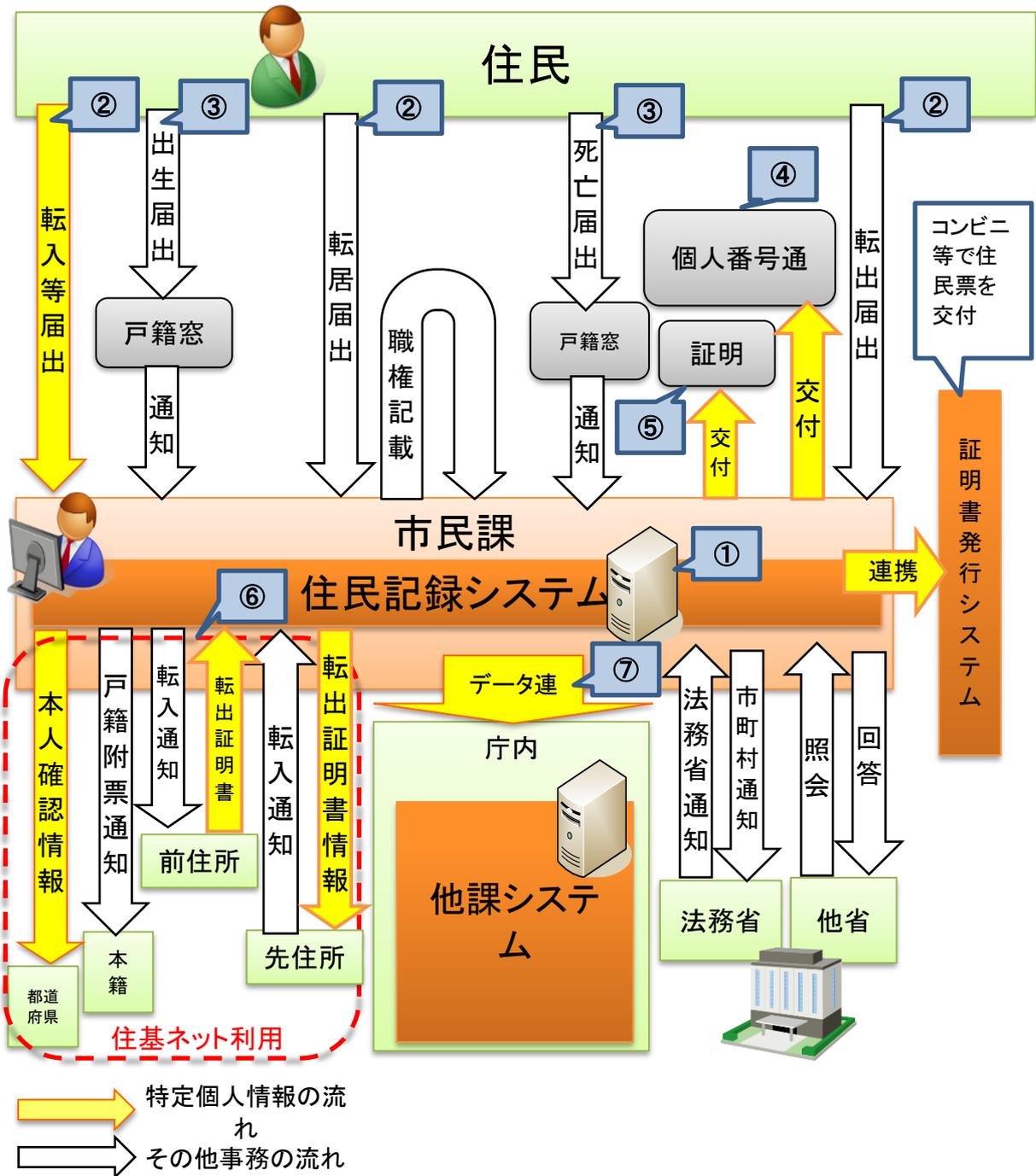
< 市川市 ワンストップ窓口における特定個人情報の流れ >



### (備考)

- ① 来庁者は、ワンストップ窓口で手続きを選択し、申請者受付支援システムに必要項目を入力する。  
個人番号が必要な手続きの場合、個人番号を入力する。  
窓口職員が入力を支援する。
- ② ①の入力内容を元に申請書データが生成される。
- ③ ①で選択された手続きの所管課に申請書データを引継ぎ、処理を行う。  
※ 申請受付支援システムと他業務システム間でのデータ連携はない

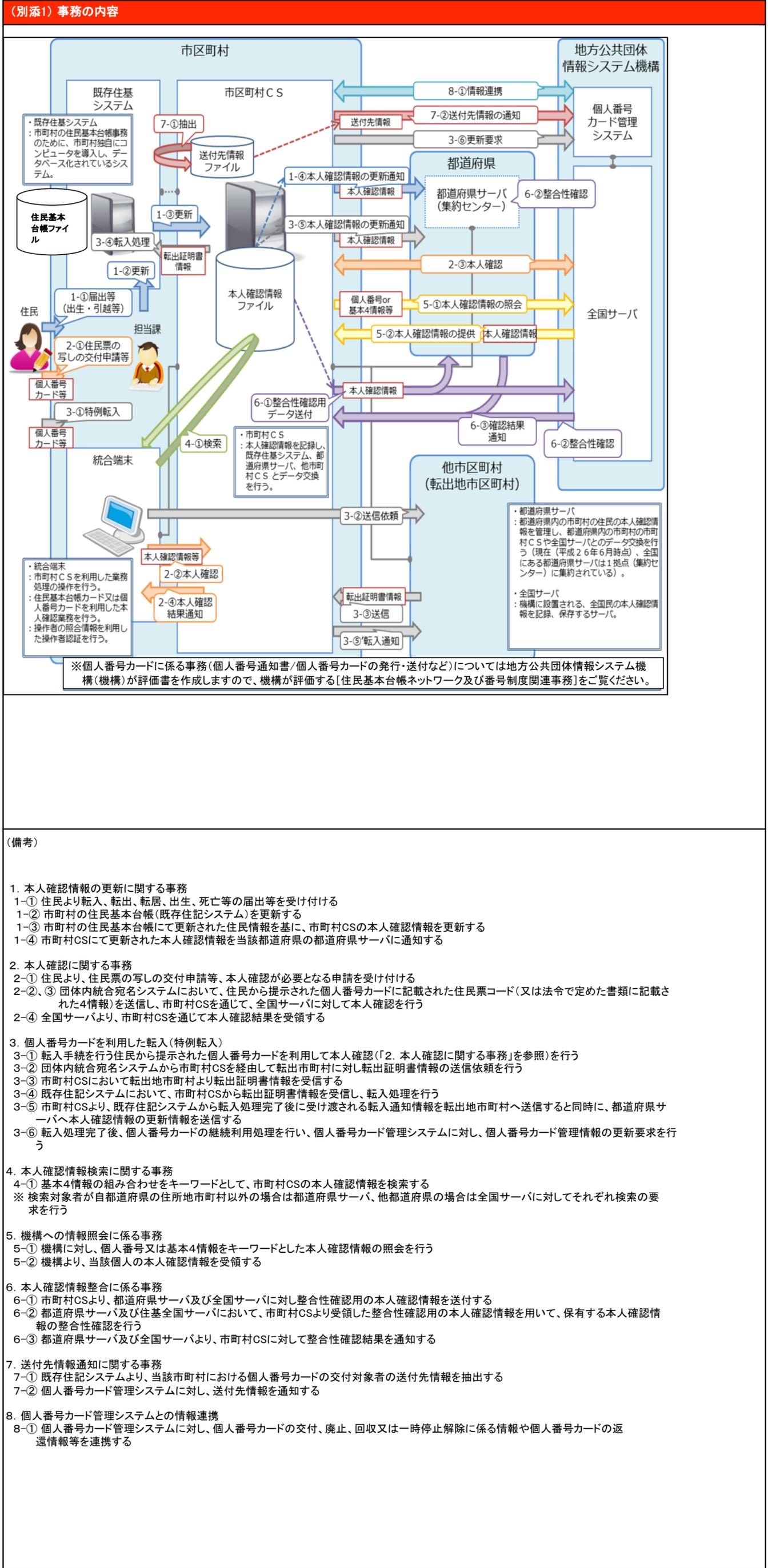
(別添1) 事務の内容



(備考)

住民記録ファイルに関する事務の内容(住民記録システム、証明書発行システムを中心とした事務の流れ)

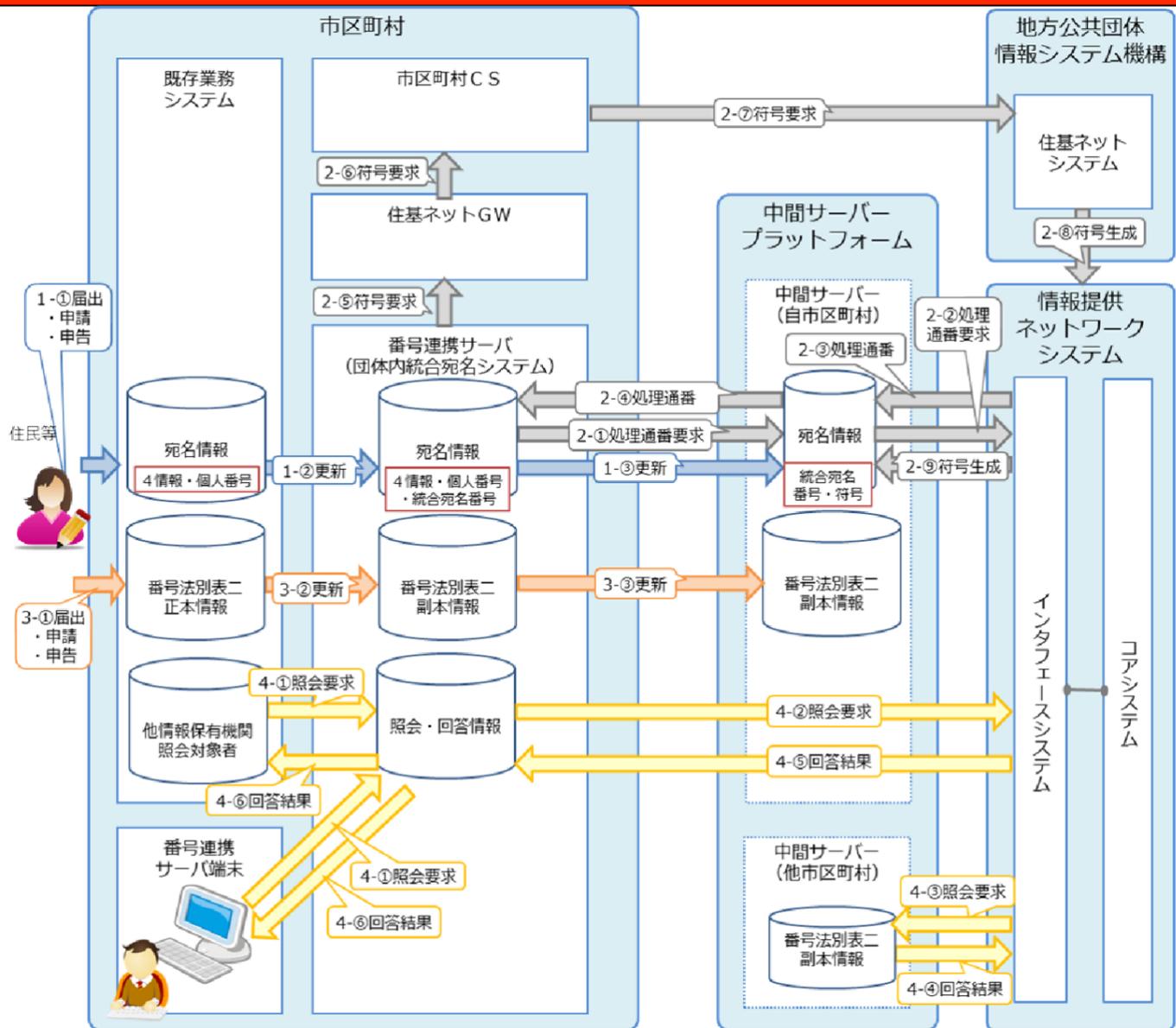
- ① 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を管理
- ② 転入、転出、転居等の住民からの届出に基づき、住民基本台帳を作成
- ③ 出生、死亡、氏名変更等の通知に基づき、住民基本台帳への記載
- ④ 個人番号の通知
- ⑤ 住民票の写しなどの各種証明書の交付
- ⑥ 住民票の記載等に伴う住基ネットを使った市町村間の通知や都道府県知事への通知
- ⑦ 住民票の記載事項を市内連携し、住民に関する市町村間事務の処理の基礎として利用



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務
  - 1-① 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける
  - 1-② 市区町村の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する
  - 1-③ 市区町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市区町村CSの本人確認情報を更新する
  - 1-④ 市区町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する
2. 本人確認に関する事務
  - 2-① 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける
  - 2-②、③ 団体内統合宛名システムにおいて、住民から提示された個人番号カードに記載された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市区町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う
  - 2-④ 全国サーバより、市区町村CSを通じて本人確認結果を受領する
3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)
  - 3-① 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認に関する事務」を参照)を行う
  - 3-② 団体内統合宛名システムから市区町村CSを経由して転出市区町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う
  - 3-③ 市区町村CSにおいて転出地市区町村より転出証明書情報を受信する
  - 3-④ 既存住基システムにおいて、市区町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う
  - 3-⑤ 市区町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市区町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する
  - 3-⑥ 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う
4. 本人確認情報検索に関する事務
  - 4-① 基本4情報の組み合わせをキーワードとして、市区町村CSの本人確認情報を検索する
  - ※ 検索対象者が自都道府県の住所地市区町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う
5. 機構への情報照会に係る事務
  - 5-① 機構に対し、個人番号又は基本4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う
  - 5-② 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する
6. 本人確認情報整合に係る事務
  - 6-① 市区町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し整合性確認用の本人確認情報を送付する
  - 6-② 都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市区町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて、保有する本人確認情報の整合性確認を行う
  - 6-③ 都道府県サーバ及び全国サーバより、市区町村CSに対して整合性確認結果を通知する
7. 送付先情報通知に関する事務
  - 7-① 既存住基システムより、当該市区町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する
  - 7-② 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する
8. 個人番号カード管理システムとの情報連携
  - 8-① 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する

(別添1) 事務の内容



(備考)

上図は、特定の個人に関する市区町村が保有する情報を中間サーバに格納し符号を付番する仕組みと、中間サーバを通じて情報提供ネットワークと連携する仕組みを記述したものである。

1. 宛名情報の更新
  - 1-① 住民等からの届出(申請・申告)を受け、既存業務システムに宛名情報を登録
  - 1-② 団体内統合宛名システムの宛名情報を更新
  - 1-③ 中間サーバの宛名情報を更新
2. 処理連番及び符号の要求
  - 2-① 団体内等号宛名システムから中間サーバに対して処理連番の要求を行う
  - 2-② 中間サーバから情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NW」という。)に対して処理連番の要求を行う
  - 2-③ 情報提供NWから中間サーバに対して処理連番が通知される
  - 2-④ 中間サーバから統合宛名システムへ処理連番が通知される
  - 2-⑤ 統合宛名システムから住基ネットGWに対して符号生成要求を行う
  - 2-⑥ 住基ネットGWから市区町村CSに対して符号生成要求を行う
  - 2-⑦ 市区町村CSから住基ネットシステムに対して符号生成要求を行う
  - 2-⑧ 住基ネットシステムから情報提供NWに対して符号生成要求を行う
  - 2-⑨ 情報提供NWで生成された符号が中間サーバに提供される
3. 番号法別表第2に基づく届出情報の更新
  - 3-① 住民等からの届出(申請・申告)を受け、既存業務システムに正本情報として更新
  - 3-② 更新された正本情報を団体内等号宛名システムへ副本情報として更新
  - 3-③ 団体内等号宛名システムで更新された副本情報を中間サーバに登録更新
4. 特定個人情報の照会と回答
  - 4-① 既存業務システム内の照会対象者について、団体内統合宛名システムに対して照会要求を行う
  - 4-② 団体内統合宛名システムの照会情報に基づき、中間サーバを介して情報提供NWに照会要求を行う
  - 4-③ 情報提供NWから他団体の中間サーバに対して照会要求を行う
  - 4-④ 他団体の中間サーバから情報提供NWに対して回答結果を提供
  - 4-⑤ 情報提供NWから中間サーバを介し、団体内統合宛名システムに対して、回答情報が提供される
  - 4-⑥ 団体内等号宛名システムに登録された回答情報について回答結果として連携